

行橋市告示第 88 号

行橋市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 25 日

行橋市長 工 藤 政 宏



行橋市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱の一部を改正する
告示

行橋市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱（令和 4 年 9 月行橋市告示第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び福岡県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱」を「、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 8 年 4 月 7 日付け 8 経営第 35 号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策要綱」という。）及び福岡県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱」に改める。

第 2 条中「別記 2 第 5 の 2(1)」の次に「又は円滑化対策要綱別記 1 第 5 の 2(1)」を加える。

第 3 条中「別記 2 第 5 の 2(2)」の次に「又は円滑化対策要綱別記 1 第 5 の 2(2)」を加える。

第 4 条中「別記 2 第 7 の 2(2)」の次に「又は円滑化対策要綱別記 1 第 7 の 2(2)」を加える。

第 5 条中「別記 2 第 6 の 2(3)」の次に「又は円滑化対策要綱別記 1 第 6 の 2(3)」を加える。

第 8 条を次のように改める。

（交付の中止）

第 8 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、経営開始資金の交付を中止する。

(1) 国要綱別記 2 第 5 の 2(3)ア若しくはイ又はエからカまでのいずれかに該当す

る場合

(2) 国要綱別記2第6の2(4)に規定する中止届の提出があった場合

(3) 円滑化対策要綱別記1第5の2(3)ア若しくはイ又はエからカまでのいずれかに該当する場合

(4) 円滑化対策要綱別記1第6の2(4)に規定する中止届の提出があった場合

第9条第1項中「休止届（国要綱別記2別紙様式第7号）」を「国要綱別記2第6の2(5)ア又は円滑化対策要綱別記1第6の2(5)アに規定する休止届」に改め、同条第2項中「経営再開届（国要綱別記2別紙様式第20号）」を「国要綱別記2第6の2(5)イ又は円滑化対策要綱別記1第6の2(5)イに規定する経営再開届」に改める。

第10条本文中「別記2第5の2(4)」の次に「又は円滑化対策要綱別記1第5の2(4)」を加え、同条ただし書中「別記2第5の2(4)ア又はウ」を「別記2第5の2(4)ア若しくはウ又は円滑化対策要綱別記1第5の2(4)ア若しくはウ」に改める。

第11条中「返還免除申請書（国要綱別記2別紙様式第18号）」を「国要綱別記2第6の2(7)又は円滑化対策要綱別記1第6の2(7)に規定する返還免除申請書」に改める。

様式第2号中「国要綱及び」の次に「円滑化対策要綱並びに」を加える。

様式第5号中「福岡県及び行橋市が定める個人情報保護条例等」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。